

事務連絡
令和3年7月2日

一般社団法人 日本病院薬剤師会 御中

厚生労働省医政局総務課

催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について（周知依頼）

日頃より、医療行政の推進に多大なる御協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

先般、6月21日付で事務連絡「基本的対処方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」をお示ししたところですが、今般、内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、追ってお示しすることとしていた催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等を作成したことを受け、下記について周知依頼がまいりました。

貴会におかれましては、これを御了知いただくとともに、傘下の団体に対し周知等の御協力をお願いします。

記

- ・催物の開催に係る事前相談等の際のフォーマット等について（別添）

以上

都道府県等においては、本事務連絡等に基づき、催物の開催制限について、適正な運用を実施されたい。また、関係各府省庁においては、関係団体等を通じて、本事務連絡等に基づき、適切な周知・助言等を行われたい。

事務連絡
令和3年6月30日

各都道府県知事 殿

各府省庁担当課室 各位

内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室長

催物の開催に係る事前相談等の際の
フォーマット等について

令和3年6月17日付け事務連絡「基本的対象方針に基づく催物の開催制限、施設の使用制限等に係る留意事項等について」1. (5) ⑥ (II) アにおいて、「HP等にイベント開催時に必要な感染防止策のチェックリスト、大声・歓声等なしの実績疎明資料、結果報告資料等のフォーマットを掲載・公表し、主催者等が入手可能な状態とすること。関係各府省庁及び各都道府県との連携を図る観点から、今後、必要に応じフォーマット等を示すので、留意されたい。」としたところ、別添1のとおり催物の開催に係る事前相談の際のフォーマット等を作成したため、各都道府県において、適宜追記・修正の上、HP等に掲載・公表されたい。

また、同事務連絡1. (5) ⑥ (II) アにおいて、「主催者等が資料を電子媒体で提出できるよう、メールアドレス等の連絡先を設けること（内閣官房新型コロナウイルス感染症対策推進室において、各都道府県の窓口一覧を作成する）。」としたところ、別添2のとおり窓口一覧を作成したため、併せてHP等に掲載・公表されたい。